

# 啓蒙期ハプスブルク君主国における 書籍商ゲオルク・フィリップ・ヴェーヘラーの 宗教ネットワーク

上 村 敏 郎

## 1. はじめに

コミュニケーションネットワークは18世紀のヨーロッパの公共圏を考える上で重要な問題である。特に近年、近世における情報とコミュニケーションのネットワークは、組織的に（シンポジウム企画などを通して）研究されている<sup>1)</sup>。こうした研究でも前提となっていることだが、近世において印刷物は何よりも新しい知識や情報の伝達手段として重要な役割を果たしていた。18世紀のフランスを研究したロバート・ダーントンが主張したように、書物の流布が政治に影響力をもつという仮説は、書物の歴史を扱うものにとって非常に魅力的に映る<sup>2)</sup>。しかし、ダーントンに対するロジェ・シャルチエの批判<sup>3)</sup>にも見

1) たとえば、以下のような文献があげられる。Johannes Frimmel, Michael Wögerbauer (Hrsg), *Kommunikation und Information im 18. Jahrhundert. Das Beispiel der Habsburgermonarchie*, Wiesbaden 2009. Werner Greiling und Franziska Schulz (Hrsg), *Vom Autor zum Publikum. Kommunikation und Ideenzirkulation um 1800*, Bremen 2010. Christine Haug, Franziska Mayer, Winfried Schröder (Hrsg), *Geheimpliteratur und Geheimbuchhandel in Europa im 18. Jahrhundert*, Wiesbaden 2011. Hanno Schmitt, Holger Bönig, werner Greiling, Reinhart Siegert (Hrsg), *Die Entdeckung von Volk, Erziehung und Ökonomie im europäischen Netzwerk der Aufklärung*, Bremen 2011.

2) ロバート・ダーントン（関根素子、二宮宏之訳）『革命前夜の地下出版』山川出版社、1994年。ロバート・ダーントン（近藤朱藏訳）『禁じられたベストセラー：革命前のフランス人は何を読んでいたか』新曜社、2005年。

3) ロジェ・シャルチエ（松浦義弘訳）『フランス革命の文化的起源』岩波文庫、1999年。

られるように、出版物の影響と政治的事件（この論争の場合は禁書と革命）の因果関係を実証することは非常に困難である。しかし、書物と政治的事件に何らかの関係性があったということは想定される。書物のテクストと現実に生じた出来事の相互作用は、色々な次元で起きている。また、書物や書籍商の役割を考える上で、重商主義政策の結果、書物が重要な商業部門の一部として見なされるようになったことも見逃せない<sup>4)</sup>。18世紀後半にドイツ語圏全体で書籍業の急速に発展していく中で、書物を扱う商人たちは、新しい知識や情報の運び屋として重要な役割を担っていく。そう考えていくと、書籍商のコミュニケーションネットワークを研究することが、18世紀後半の知の流通や言論空間を明らかにしていく行為につながることは容易に想像できるだろう。

さて、18世紀の中央ヨーロッパの政治状況に目を向けると、ウェストファリア以降、主権を持つに至った大小300以上の領邦国家がひしめき合っていたことがわかる。神聖ローマ帝国という枠組みはあるものの、その諸領邦に対する影響力はきわめて限定的なものであり、中欧は複数の政治圏に分かれていたといえる。このような複雑な政治状況の中でいかにして国家は出版物を統制しようとしたのだろうか。神聖ローマ帝国でも出版統制の試みはおこなわれている。神聖ローマ帝国すべての臣民に対して発布された皇帝カール6世の検閲令「帝国内で害を蒙っている宗教各宗派間のあらゆる誹謗を厳禁する勅令」（1715年）は、ウェストファリア体制で確立された帝国内の安定を乱す出版物を禁じようとしたものである。しかし、こうした検閲規則の実際上の効果は、各領邦政府の判断に依存せざるをえなかった<sup>5)</sup>。実際に各領邦は個別の検閲令を発布し、帝国とは異なる検閲基準で書物を裁いていた。つまり、帝国全体で通用するような基準は存在しなかった。そして、こうした多極構造は禁書流通のため

4) このあたりについては、拙稿「18世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制——ウィーン書籍商ザーヘラーの廃業処理を例にして——」『史境』66（2013）、43–61、も参照のこと。

5) ディーター・ブロイアー（浜本隆志、宇佐見幸彦、吉原政弘共訳）『ドイツの文芸検閲史』、関西大学出版部、1997年、108–117頁。

の法の抜け道を用意した<sup>6)</sup>。本稿で取り上げるウィーンの卸売商兼書籍商ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラー (Georg Philipp Wucherer) は、ハプスブルク君主国における禁書流通のキーパーソンである。彼は 1789 年 7 月 27 日に逮捕されるまで法の空白を利用し、1780 年代後半のウィーンで政治的にきわどい出版物を次々と刊行していった。

ヴーヘラーは様々な社会的ネットワークを持っていた。たとえば、血縁関係のつながり、故郷シュヴァーベン地方のつながり、プロテスタント共同体のつながり、書籍業のつながり、秘密結社のつながりなどである。この血縁、地縁、宗教、商売、結社の社会的ネットワークを最大限に活かしてヴーヘラーは情報のハブの役割を果たしていたと想定される。ヴーヘラーは 1782 年のウィーンのルター派共同体設立に積極的に関与し、そのことでウィーンにおける自らの地位を確立し、その後の書籍業開業につなげていった。つまり、ヴーヘラーはルター派の宗教的ネットワークに深く結びつきながら、書籍業を開業していくと考えられる。こうした観点から、本稿では、種々のネットワークのうち宗教ネットワークに絞って論じる。

本論文では、まずハプスブルク君主国の宗教生活に大きな影響を与えたヨーゼフ 2 世の寛容令について概観し、それがきっかけで生じたウィーンのプロテスタント共同体の設立の経緯を確認する。次にこうした動きの中に書籍商ヴーヘラーがどういう形でかかわっていたのかを明らかにし、ヴーヘラーの宗教ネットワークと彼の出版物、特にプロテスタントのための讃美歌集がどのように結びついていたのかについて分析する。また補足として王党派の誹謗文書がヴーヘラーの宗教共同体での地位に与えた影響についても確認する。そして、最後にこうした宗教ネットワークとヴーヘラーの出版物との関係性をふまえた上で、ネットワークを介した啓蒙という情報の流通について考察したい。

---

6) このあたりの議論については以下の文献を参照のこと。Christine Haug, Einleitung, Topographie des literarischen Untergrunds im Europa des 18. Jahrhunderts: Produktion, Distribution und Konsumption von „verbotenen Lesestoffen“. In: Christine Haug et al. (Hrsg.), *Geheimliteratur und Geheimbuchhandel*, S. 9–47.

## 2. ヨーゼフ2世の寛容令とウィーン・プロテスタント共同体の設立

### (1) 寛容令発布前のウィーンのプロテスタント

ハプスブルク君主国では近世を通じてカトリックの宗派化が進んだとされている<sup>7)</sup>。このこと自体に異論はないだろう。だが、再カトリック化が進んだとはいえたプロテスタント信仰そのものが根絶してしまったわけではない。それは激しい宗派化政策が推し進められていたオーストリア世襲領でも例外ではない<sup>8)</sup>。オーバーエストライヒやシュタイアーマルク、ケルンテンでは山間部を中心に、プロテスタント信仰を維持する集落が残存していた。1781年に寛容令で公に信仰が認められるまで、こうした住民たちは「隠れプロテスタント」として密かに信仰を保持してきたのである<sup>9)</sup>。こうした一般信徒とは別にいわゆる特権的な地位を認められたプロテスタントたちも存在していた。神聖ローマ帝国行政に携わっている人々やプロテスタント諸国からの外交官や卸売商や書籍商などの商人である。こうした人々はウィーンで特権的にプロテスタント信仰を維持することを許されていた。ウィーンでは寛容令発布の前までプロテスタント諸国の在ウィーン大使館がプロテスタント信仰の拠点となっていた。

- 7) Martin Scheutz, Konfessionalisierung von unten und oben sowie der administrative Umgang mit Geheimprotestantismus in den österreichischen Erbländern. In: Rudolf Leeb, Martin Scheutz, Dietmar Weikl (Hrsg.), *Geheimprotestantismus und evangelische Kirchen in der Habsburgermonarchie und im Erzstift Salzburg*, Wien 2009, S. 25–39. 宗派化概念については踊共二「宗派化論——ヨーロッパ近世史のキーコンセプト」『武藏大学人文学会雑誌』第42巻第3・4号（2011）109–158頁も参照のこと。
- 8) 18世紀半ば、カール6世やマリア・テレジアの時代にも改宗しない非カトリック教徒に対するハンガリーやトランシルヴァニアへの強制移住政策が採られた。 Hermann Rippel, Die holländische Gesandtschaftskapelle als Vorgängerin der reformierten Gemeinde in Wien. In: Peter Karner (Hrsg.), *Die evangelische Gemeinde H.B. in Wien*, Wien 1989, S. 27–45, hier 27. Karl W. Schwarz, Zur rechtsgeschichtlichen Einordnung des österreichischen Geheimprotestantismus. In: Rudolf Leeb et al. (Hrsg.), *Geheimprotestantismus*, S. 41–62, hier S. 57–59.
- 9) Scheutz, Konfessionalisierung, S. 25–39.

デンマークとスウェーデンの大使館がルター派、オランダの大使館がカルヴァン派の保護をおこなっていた。大使館はプロテスタントの礼拝堂を建設し、祭司をおこなう牧師を常駐させていた。こうした大使館礼拝堂では礼拝がおこなわれるが、これが特権的にプロテスタント信仰を認められていたもの以外にもひらかれていたために、たびたびウィーン大司教から苦情が出るほどだった<sup>10)</sup>。しかし、大使館礼拝堂という信仰拠点があったとはいえ、ウィーンのプロテスタントが自立した共同体を運営できたわけではなく、彼らが公に信仰を認められるのは、やはり 1781 年の寛容令を待たねばならなかった。

## (2) ヨーゼフ 2 世の寛容令とウィーン・プロテスタント共同体の設立

先述の通り、ハプスブルク君主国では長らくプロテスタント信仰は公に認められておらず、寛容令が出されるわずか 3 年前の 1778 年にもマリア・テレジアのもとで非カトリック教徒をトランシルヴァニアに強制移住させる布告が出されている<sup>11)</sup>。ヨーゼフ 2 世はまず 1781 年 6 月 16 日にマリア・テレジアの布告を取り消し、1781 年 10 月 13 日に寛容令を発布した。これをきっかけにルター派とカルヴァン派、ギリシア正教徒に信教の自由とカトリック教徒と変わらぬ市民権が認められた。ただし、寛容令は「寛容」という言葉が意味する通り、宗派間の完全な平等を企図するものではなく、領内に居住するプロテスタントの存在を認めることに重きが置かれていた。したがって、非カトリック教

10) 大使館での礼拝参加者の数は時代を追うごとに増加していたようである。デンマーク大使館付き牧師が残した 1761 年の報告の中では、デンマーク大使館の礼拝参加者は約 800 名、3 つの大使館すべてあわせると 2,000 名の礼拝参加者がいたという。Rippel, Die holländische Gesandtschaftskapelle, S. 28. Gustav Reingrabner, Eine evangelische Predigt aus der Zeit von dem Toleranzpatent, gehalten in der dänischen Gesandtschaftskapelle in Wien. In: *Jahrbuch der Gesellschaft für die Geschichte des Protestantismus in Österreich* [以後、*JbGPrÖ* と略す] 95 (1979), S. 49–52, hier 49. Karl Ritter von Otto, Evangelischer Gottesdienst in Wien vor der Toleranzzeit. In: *JbGPrÖ* 7 (1886), S. 120–129, hier S. 120f.

11) Derek Beales, *Joseph II. II: Against the World*, Cambridge 2009, pp. 168–169. Stephan Steiner, Transmigration: Ansichten einer Zwangsgemeinschaft. in: Rudolf Leeb et al. (Hrsg.), *Geheimprotestantismus*, S. 331–360, hier S. 333, 345–351.

徒の礼拝所に鐘楼などの目立つ装飾は許されず、集団的な改宗も認められず、プロテスタントへ改宗する際には、カトリック司祭の審問を受ける必要があった<sup>12)</sup>。しかし、こうした制限はあったにせよ、これまで抛り所を持たなかつたプロテスタントにとって寛容令の発布は衝撃的な事件であり、ウィーンではすぐさま共同体の設立の動きが見られた<sup>13)</sup>。

まず、1782年にリッペ伯爵（Karl Christian Graf zur Lippe-Weißenfeld）とオランダ大使館説教師ヒルヘンバッハら（Karl Wilhelm Hilchenbach）を中心に改革派プロテスタント共同体が設立された。支援者リストには多くの卸売商、例えはヨハン・フォン・フリース男爵（Johann Reichsfreiherr von Fries）、ペーター・オクス（Peter Ochs）、ヨハン・ハインリヒ・ガイミュラー（Johann Heinrich Geymüller）など、また数人の軍人、たとえばハンガリー貴族近衛隊中佐セーケイ（Ladislaus Szekely）などが名を連ねていた<sup>14)</sup>。

ルター派も改革派に少し遅れて自らの共同体を設立準備に取りかかった。その呼びかけ人はリンネル工場経営者エマーヌエル・ボーツェンハルト

- 12) Erika Stökl, Der Protestantismus in Wien von 1781–1848. In: *JbGPrÖ* 68/69 (1953), 205–256, hier 207. ロビン・オーキー（三方洋子訳、山之内克子、秋山晋吾監訳）『ハプスブルク君主国 1765–1918：マリア・テレジアから第一次世界大戦まで』NTT出版、2010年、53頁。寛容令の主要な条文については以下に訳出されている。丹後杏一『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版、1997年、213–214頁。ボヘミアにおける寛容令と非カトリック教徒の動向については、篠原琢「ヨーゼフ寛容令と『狂信者』」深沢克己、桜井万里子編『友愛と秘密のヨーロッパ社会文化史 古代秘儀宗教からフリーメイソン団まで』東京大学出版会、2010年、155–196頁を参考のこと。
- 13) ウィーン改革派共同体の設立経緯については、以下の文献を参照した。Peter Karner, Die Gründung der Evangelischen Gemeinde H. C. zu Wien. In: Peter Karner (Hrsg.), *Die evangelische Gemeinde H. B. In Wien* (Wien 1986), S. 46–65.
- 14) ヴーヘラーはルター派プロテスタントであったため、このリストの中にはいない。また、ここに名前を挙げたセーケイは、後に横領事件で逮捕され、その刑罰によって注目された人物である。この事件については、拙稿「ヨーゼフ二世治下ハプスブルク君主国における「批判の自由」と言論紀律化——セーケイ事件をめぐるパンフレット騒動——」『社会文化史学』55 (2012), 51–82頁を参照のこと。

(Emanuel Bozenhardt) であった<sup>15)</sup>。1782年6月6日に最初の集会があり、そこでザーヘラーは商人身分から構成され、プロテスタント共同体の設立を主導する委員会の一員に選出されている<sup>16)</sup>。この委員会は帝国顧問官や帝国代理人も招き入れ、その結果帝国顧問官グレーフェニツツ伯爵 (Graf von Grävenitz) が代表者となった<sup>17)</sup>。また、教会を建てるための資金が不足していたため、共同体は神聖ローマ帝国内だけでなく<sup>18)</sup>、デンマーク、スウェーデン、フランス、イギリス、オランダなどの外国の共同体にも援助の訴えをおこなった。特にこの訴えが向けられたのはデンマークとスウェーデンの宫廷であった<sup>19)</sup>。すでにウィーンのプロテスタントにとって両国の大使館付属礼拝堂が重要な役割を果たしていたことも支援要請の背景にあるだろう。教会の建築が終わるまで、デ

15) ポーツエンハルトは以下の人物に呼びかけをおこなっている。すなわち、銀行家フォン・シュターメッツ (v. Stametz)、卸売商エドラー・フォン・ハイルマン (Edler v. Heylmann)、バルテンシュタイン (Bartenstein)、銀行家パーべとゲルハルディ (Pape und Gerhardi)、ファン・デア・リーゲン (van der Riegggen)、銀行家バルグム (Bargum)、卸売商カツツァー (Kutzer)、書籍商ルードルフ、アウグスト・グレーファー (Rudolf und August Gräffer)、卸売商ザーヘラー (Wucherer)、卸売商トイアーライン (Teuerlein)、卸売商ルツ (Lutz)、卸売商C. H. コイト (C. H. Coith)、卸売商Jul. F. コイト (Jul. F. Coith)、プラッテンシュタイナーの相続人 (Plattensteiner's Erben)、銀行家シュスター (Schuster)、卸売商クラップロート (Klapproth)、卸売商パルディングガー (Paldinger)、卸売商フォン・シャイドリン (v. Scheidlin) であった。Friedrich Preidel (Hrsg), *Die Evangelische Kirchengemeinde A. C. zu Wien in ihrer geschichtlichen Entwicklung von 1781-1881*. (Wien 1881), 3. ここで名を挙げた人物の職業については、Stökl, *Der Protestantismus in Wien*, S. 205-256, P. G. M. Dickson, *Finance and Government under Maria Theresa 1740-1780*, vol. I, pp. 401-436 を参照にした。ポーツエンハルトは主だったウィーンのルター派商人には全て呼びかけていたと言える。このうち呼びかけに応じて最初の集会に参加したのは8名だったという。Ingrid Mittenzwei, *Zwischen gestern und morgen: Wiens frühe Bourgeoisie an der Wende vom 18. zum 19. Jahrhundert*. (Wien 1998), S. 85.

16) ザーヘラーのほかには、エドラー・フォン・ハイルマン、バルテンシュタイン、Ch. W. トイアーライン、C. H. コイト、Jul. F. コイト、そしてJoh. E. クラップロートが選出された。Preidel, *Die Evangelische Kirchengemeinde A. C.*, S. 4.

17) *Ibid.*, S. 4f.

18) 例えば、ニュルンベルク市立文書館には、1782年10月9日付けの印刷された募金の回状が残っている。Stadtarchiv Nürnberg E8, Nr. 2601.

19) Preidel, *Die Evangelische Kirchengemeinde A. C.*, S. 5.

ンマーク大使館付属礼拝堂がルター派の定期的な礼拝の場所となっていた<sup>20)</sup>。1783年新年に援助金は22378 グルデン集まり、その結果、同年12月に新しいルター派教会が建立された<sup>21)</sup>。

### 3. ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーの宗教ネットワーク

#### (1) ルター派教会建立セレモニーにおける讃美歌

ルター派共同体設立の呼びかけ人であったエマーヌエル・ボーツェンハルトはゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーと旧知の間柄であった。彼はヴーヘラーを自分の工場の職工長として雇っていたことがあった<sup>22)</sup>。したがって、彼がルター派共同体を設立する際にウィーンで卸売商としてすでに独立していたヴーヘラーの協力を要請したとしても何ら不思議ではない。

ウィーンのルター派共同体に対するゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーの影響は1783年の待降節の第一主日（1783年11月30日）におこなわれたウィーンのルター派教会の除幕式の場にすでに現れていた。改革派共同体の設立者の一人リッペ伯爵は、ヒエロフィルスという偽名で『ウィーン及びオーストリア世襲領全体における皇帝ヨーゼフ2世によって生まれたプロテスタント、特に改革派の教会体制の基盤についての叙述』を執筆した<sup>23)</sup>。その中でリッペ伯爵はこの式典についても触れている。それによれば、式典では『新しく導入され

- 20) Grete Mecenseffy; Hermann Rassl, *Die evangelischen Kirchen Wiens*, (Wien/Hamburg 1980), S. 55.
- 21) Preidel, *Die Evangelische Kirchengemeinde A. C.*, S. 5. ルター派プロテスタント共同体の設立については以下の文献も併せて参照のこと。Gustav Trautenberger, Im Josefinischen Jahrzehnt. In: *Jahrbuch der Gesellschaft für die Geschichte des Protestantismus in Oesterreich*. 21. Jahrgang. III u. IV. Heft (Leipzig 1900), S. 202–242.; Hierophilus, *Darstellung der durch Kaiser Joseph den Zweiten entstandenen Grundlage der Kirchlichen Verfassung der Protestanten, Insbesondere der Reformirten, sowohl in Wien, als in den sämtlichen Erbstaaten von Österreich* (Regensburg 1799), S. 156–169.
- 22) Österreichisches Staatsarchiv, Allgemeine Verwaltungsarchiv, Pergen-Akten 8 5 H4 Verhörprotokoll von 7. 8. 1789, fol. 10v.–11v.
- 23) Karner, *Die Gründung*, S. 50. Anmerkung 8.

たニュルンベルクの讃美歌集』からいくつかの歌とスイスの啓蒙主義者ラファーターの「寛容の歌」が歌われた<sup>24)</sup>。ここで使用された讃美歌集はあきらかに1783年にヴェーハーが編集出版した『世襲領におけるアウクスブルクの信仰告白同胞の共同体が使用するためのキリスト教讃美歌集』であった<sup>25)</sup>。この讃美歌集はヨーゼフ2世の寛容令発布にあわせて、ハプスブルク君主国全域のプロテスタントのために出版されたものである<sup>26)</sup>。『ドイツ一般叢書』の書評によると、この讃美歌集は「シュレスヴィヒホルシュタインの讃美歌集のほぼ完全な変更なしの翻刻」であった。ただし、ホルシュタインの讃美歌集よりも収録歌が二つほど多く、その一つが式典で歌われたとされているラファーターの「寛容歌」であった<sup>27)</sup>。ヴェーハーの編纂した讃美歌集がウイーンのルター派信徒にとって重要な式典である教会の除幕式で使用されたことは彼の影響力を考える上で決して過小評価できない事実であろう。

どうして彼の讃美歌集が採用されたのだろうか。考えられる理由の一つとして彼のルター派共同体での地位が挙げられよう。ヴェーハーはこの時すでに共同体の長老に選出されていた<sup>28)</sup>。

24) Hierophilus, *Darstellung*, S. 168.

25) リッペ伯爵の記述とヴェーハー版讃美歌集の内容をつきあわせると矛盾がないことがわかる。

26) 1783年9月1日付の序文にはヨーゼフ2世が、プロテスタント共同体のためにこの讃美歌集を選定した旨が明記されている。Georg Philipp Wucherer (Hrsg.), *Gesangbuch zum Gebrauche der Gemeinen der Augsburgischen Confessionsverwandten in den k. k. erbländen* (Wien 1783).

27) *Allgemeine Deutsche Bibliothek*, 57. Bd. 1. St. (Berlin 1784), S. 86. ラファーターの「寛容歌」は、ヴェーハーの讃美歌集の中では494番目の歌として収録されている。Wucherer (Hrsg.), *Gesangbuch*, S. 454–457.

28) 第一回ルター派プロテスタント共同体長老会議は次のように選出されている。  
「グレーフェニツツ伯爵、帝国顧問官、指導者 (Dirigent)  
長老：

ヨハン・アンドレアス・フォン・ヴィーラント、名士会 (ex gremio honorati-orum)

ヨハン・ミヒャエル・トーマン、卸売組合 (k. k. Niederlagsverwandten)

ルードルフ・グレーファー、書籍商

ゲオルク・フィリップ・ヴェーハー、特権卸売商組合 (das Gremio der k. k. priv. Großhändler)

「誉れ高き卸売商、その名をクラップローント、もう一人、その名をヴーヘラー、この者達は共同体の長老として、すでに以前から建設の差配を行なってきており、今やこの教会の対外調整 (das äussere Policeywesen) とそれに結びついたあらゆる業務を果たしている<sup>29)</sup>」。

ヴーヘラーはおそらくルター派教会建設の際の責任者の一人としてリーダーシップを発揮し、「教父」<sup>30)</sup> (Kirchenvater) となり、ルター派共同体で使用する讃美歌集や教理問答書の出版社となるべく、積極的に影響力を行使していたと考えられる。この件に関しては、『オーストリアの文学と書籍業の現状に関する書簡』の中でも次のように触れられている。

「ヴーヘラーは当地のできたばかりのルター派教会共同体で教父あるいは鈴付き献金袋の父をやっており、新しい教会の用地を購入し、今はほとんど完全に終わった建設、また建築費用をまかなうための神聖ローマ帝国内でのたいていの寄付金収集を果たし、入ってきた金銭を徴収することを手伝っていたので、当地の共同体のための讃美歌集を、デンマークのものを手本にして、最高のドイツの詩人たちから収集させることも引き受けた。この讃美歌集はいまやここでもフォン・シェーンフェルトの印刷所で小型判で印刷され、老人のために大型判がプラハでやはりフォン・シェーンフェルトのところで印刷された。前者については 6,000 部、後者については 3,000 部出版された。これをヴーヘラーは自分の費用とリスクでおこ

ヨハン・エルнст・クラップローント、特権卸売商、教父  
クリスティアン・ヴィルヘルム・トイアーライン、卸売商 (k. k. Niederlagsverwandter)、会計管理」

Preidel, *Die Evangelische Kirchengemeinde A. C.*, S. 11.

29) Hierophilus, *Darstellung*, S. 169.

30) ここでの「教父」とは、アウグスティヌスなどのキリスト教正統信仰の著述家を指す言葉ではなく、プロテスタント共同体の役職の名称であり、教会の建物などを管理する役割を担っていた。これについては、ウィーン市内ルター派教区共同体文書館の Dr. Hannelore Köhler 氏にご教授いただいた。

なった」<sup>31)</sup>。

## (2) 国外のプロテスタントからの評価

ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーという人物は、プロテスタント共同体設立に関係する文献の中でもヨーゼフ2世に対する誹謗文書を出版した悪人として描かれている<sup>32)</sup>。こうした後年の悪評によって目立たなくなっているが、1780年代前半、ヴーヘラーはハプスブルク君主国外のプロテスタント諸国で高い評価を受けていた。ベルリンの出版者フリードリヒ・ニコライは、旅行記の中でヴーヘラーについて「有益な針金工場によって有名になった」人物として紹介し、彼の出版した讃美歌集は多くの新聞で多大な注目を浴びたと述べている<sup>33)</sup>。讃美歌集の出版はドイツのプロテスタントの間で評判をえた。一例を挙げると、『政治雑誌』では「(彼は) 皇帝の宗教の容認と礼拝の自由な実行の許可を熱心に利用しようとした最初のプロテスタントであり、誠実で私心のない人物である」と紹介されている<sup>34)</sup>。

こうした声望のためか、ウィーンを訪れるプロテスタントの旅行者は時折ヴーヘラーと交流を持った。例えば、カールスルーエ大学の教授ハインリヒ・ザンダーは1782年に1ヶ月ほどウィーンに滞在しており、その間の旅行記を出版した<sup>35)</sup>。その記述によると、4月28日デンマーク大使館付属礼拝堂の礼拝

31) Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Literatur und des Buchhandels in Oesterreich* (o. O. 1788), S. 45.

32) こうした評価の代表となるものがStökl, *Der Protestantismus in Wien* であろう。

33) Friedrich Nicolai, *Beschreibung einer Reise durch Deutschland und die Schweiz, im Jahre 1781*. 4. Bd. (Berlin/ Stettin 1784), S. 449.

34) Gottlob Benedikt von Schirach (Hrsg.), *Politisches Journal*, Jahrgang 1784. 1. Bd., S. 38. シラッハの『政治雑誌』は当時ドイツ語圏で最も読者を獲得していた雑誌の一つであった。この雑誌については、以下の文献を参照のこと。Jeremy D. Popkin, Political Communication in the German Enlightenment: Gottlob Benedikt von Schirach's Politische Journal. In: *Eighteenth-Century Life*, 20.1 (1996), pp. 24–41.

35) 本稿のザンダーに関する記述は彼の旅行記の以下の箇所を参考のこと。Heinrich Sander, *Beschreibung seiner Reisen durch Frankreich, die Niederlande, Holland, Deutschland und Italien*, 2te Theil, (Leipzig 1784), S. 523, 529, 555, 576, 599, 601. ザンダーはここに挙げたもの以外にあと2回ほどヴーヘラーの家で昼食をとっている。

のあとで「ニュルンベルク協会」(Nürnberg Gesellschaft)<sup>36)</sup> のハルトマンとモイゼルという人物と一緒にヴェーヘラーの家で昼食をとっている。また、ザンダーは4月30日に、当時ヴェーヘラーが共同経営していたシュヴァルツライターの針金工場を見学している。ザンダーは5月7日にハンガリー王国の首都プレスブルクを訪問したが、その際にヴェーヘラーの紹介状で商人のフンメルと会っている。ザンダーは5月13日にデンマーク大使館付属礼拝堂で説教を行なうことになっていたが、ヴェーヘラーはその原稿の印刷を手配し、シェーンフェルトの印刷所で印刷させている<sup>37)</sup>。デンマーク大使館はプロテスタント共同体の設立前には常任説教師の滞在する重要な拠点であり、日曜祝日、また時々水曜日にも10時から正午までデンマーク式のやり方で礼拝が行なわれていた<sup>38)</sup>。旅行者のザンダーはこの日曜礼拝に出席し、おそらくそこでヴェーヘラーと面識を得たのではないかと思われる。礼拝を通じたプロテスタントのコミュニケーションが礼拝直後にヴェーヘラー宅で昼食をとっていることから推測できるだろう。

### (3) 国内のプロテスタントへの影響力

また、ヴェーヘラーは地方におけるプロテスタント共同体の設立においても一定の役割を担ったことが確認されている。その代表がミッターバッハの事例で

36) この「ニュルンベルク協会」とはおそらく1781年にニュルンベルクでヨハン・アウグスト・ウルスベルガーによって創立された「ドイツキリスト教協会のニュルンベルク支部協会」のことであろう。この協会の中心人物には、ヨハン・ゴットフリート・シェーナーやヨハン・トビアス・キースリンクが挙げられる。

37) ヴェーヘラーは讃美歌集以外にも様々な宗教書をシェーンフェルトの印刷所で印刷していた。「今やヴェーヘラーはフォン・シェーンフェルトの印刷所に常に出入りをしていたので、讃美歌集が彼のために印刷された一方で、ときどき k. k. 諸邦の様々な礼拝所の開設に際しておこなわれる就任挨拶や説教も印刷させた」。Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Literatur und des Buchhandels in Oesterreich* (o. O. 1788), S. 47.

38) Martin Scheutz, Legalität und unterdrückte Religionsausübung. Niederleger, Reichshofräte, Gesandte und Legationsprediger. Protestantisches Leben in der Haupt- und Residenzstadt Wien im 17. und 18. Jahrhundert. In: Rudolf Leeb et al. (Hrsg.), *Geheimprotestantismus*, S. 209–236, hier S. 220f.

ある。ミッターバッハはニーダーエスタライヒでウィーンに次いで2番目にプロテスタント共同体が設立された場所である。1781年の時点でミッターバッハは教区設置のための最低数である100世帯並びに500名の信徒を満たしていなかった。従って、ニーダーエスタライヒ政府はミッターバッハの住民に近隣の礼拝所に行くように指示した。しかし、彼らにとって近隣の礼拝所がある場所はウィーンやゴイゼルン、ゴーザウ、シュラトミングといったところになり、定期的に通うにはあまりにも遠すぎる場所であった。こうした状況下で、ミッターバッハのプロテスタント信徒たちは、礼拝所を備えた教会の建設許可を求める請願をヨーゼフ2世に対しておこなったが、2回ほど失敗した。その後、1784年8月12日にゲオルク・フィリップ・ヴァーヘラーがこのミッターバッハのプロテスタント信徒たちがヨーゼフ2世と謁見できるように仲介し、ついに彼らは1785年に礼拝堂をもった教区を設立する許可を得たのである<sup>39)</sup>。

こうしたハプスブルク君主国内のプロテスタントへの支援という観点から、もう一つ指摘しておきたいのは、ヴァーヘラーとニュルンベルクの卸売商ヨハン・トビアス・キースリンク (Johann Tobias Kießling)との関係性である。キースリンクは何らかの資金援助をヴァーヘラーにおこなっていたことが史料からうかがえる<sup>40)</sup>。そしてこのキースリンクはニュルンベルクのルター派信仰共同体の中心人物の一人であり、バーゼルの「キリスト教協会」と連携しながら、ドイツ語圏各地の、特にオーバーエスタライヒ、ケルンテン、西ハンガリー、シュタイアーマルクの信仰復興運動を支援した人物であった。彼は50年間のうちで106回ニュルンベルクからオーストリアへ旅行し、機会を見つけ

39) Martin Scheutz, Eine fast vollständige Tilgung des Protestantismus und ein handfester Neubeginn. In: Rudolf Leeb et al. (Hrsg.), *Geheimprotestantismus*, S. 185–207, hier S. 205.

40) ゲオルク・フィリップ・ヴァーヘラーは、ウィーンで書店を廃業し、在庫処分した際の売り上げをすべてキースリンクへの借金返済に充てている。Wiener Stadt- und Landesarchiv, 2.3.2.A3. Faszikel 3 – Firmen, Merkantilakten 1. Reihe w38. Bericht des k. k. n. oe. Merkantil- und Wechselgerichts vom 15. 7. 1796.

ては現金を寄付し、聖書、宗教書を分け与え、神の言葉を伝導した<sup>41)</sup>。キースリンクはルター派信仰の伝導組織でもあったニュルンベルク協会で積極的にオーストリアのプロテスタント支援をおこなっている。1787年はじめにバーゼルのキリスト教協会でオーストリアのプロテスタント支援のための募金の呼びかけがおこなわれ、1月末までに660 グルデンの寄付金が集まり、キースリンクの仲介でハプスブルク諸領邦のプロテスタントへ届けられたという<sup>42)</sup>。ヴーヘラーがこうした人物からの資金援助を受けていたという事実は、ヴーヘラーがガルター派支援活動の一端を担っていた可能性を示唆するものである。

#### (4) 書店営業権の獲得における宗教上の役割

ヴーヘラーは1783年に卸売業者としての権利を得て、書籍の販売をおこなっていた。しかし、卸売商には市場開催時間以外に書籍を販売することができないという制限があり、ヴーヘラーは書籍商の資格を獲得するために奔走した<sup>43)</sup>。資格申請の際にヴーヘラーの論拠の基盤となったのが、ルター派共同体のための書籍販売であった。1783年11月に「主として非カトリックの祈祷書、讃美歌集、複数の信心書を印刷および販売するための書店の開業」をニーダーエストラハイヒ領邦政府に申請した<sup>44)</sup>。「非カトリック教徒のための宗教書を当領邦で印刷し、適切な価格で販売したい」<sup>45)</sup> というヴーヘラーの論理は、ヨーゼ

41) キースリンクは、バーゼルのキリスト教協会の支部であるニュルンベルク協会の幹部（会計係）でもあった。Horst Weigelt, *Geschichte des Pietismus in Bayern: Anfänge, Entwicklung, Bedeutung* (Göttingen 2001), S. 313–314.

42) Horst Weigelt, *Geschichte des Pietismus*, S. 320–321.

43) このあたりの経緯については、拙稿「18世紀末ウィーンの出版文化——ゲオルク・フィリップ・ヴーヒエラーの出版活動を例にして——」『史境』第57号（2008）37–56頁、特に44–45頁も参照のこと。

44) Österreichische Staatsarchiv, Finanz- Hofkammerarchiv, Neue Hofkammer und Finanzministerium, Kommerz Oberösterreich und Niederösterreich Akten (以後、AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten) 216, (Niederleger, Wechsler, Krämer und Hausierer nach Namen, Anfangsbuchstaben Wi-Wu (66/Wi-Wu) fol. 968r. Cf. Michael Winter, *Georg Philipp Wucherer* (Frankfurt am Main 1992), S. 13–14.

45) loc. cit.

フ主義的な寛容政策と重商主義政策両方に訴えるものであったといえる<sup>46)</sup>。実際にこうした論理は審査に当たった商業＝為替裁判所に効果的に働いていた。彼らはヴェーハーの計画を価値のあるものと評価し、これ以上の審理なしで書籍業資格を与えることに賛成した。しかし、政府は「非カトリックの書物が無教養な民衆の間にあまりに広がりすぎること」を恐れた<sup>47)</sup>。結局、このときの申請に対し、ヨーゼフ2世は「書籍商はいざれにせよ十分に存在しているので、請願者〔の申し立て〕は政府によって十分に挙げられた理由のために棄却されたし」という指示を送っている<sup>48)</sup>。その後何度もヴェーハーは申請を繰り返すが、その際に必ず論拠となつたのが、非カトリック教徒のための書物の印刷あるいは販売であった。1784年4月6日の印刷所設置の請願の際には、教育＝検閲宮廷委員会の構成員かつボヘミア＝オーストリア合同政府の宮廷顧問官であったヨーゼフ・フォン・ゾンネンフェルス (Joseph von Sonnenfels) が彼の申請に対して好意的な判断を示している。

「彼がいざれにせよすべての種類を扱う商いや活動を許されている卸売商であり、彼はおもにプロテスタンント書籍への投機をおこない、その中で彼は讃美歌集や教理問答書を非常に安い価格で印刷しているという特別な状況が現在の請願者の代弁をしているので、同人に印刷所の設置許可を、それを誰も拒まないように、同じく棄却しないことに賛成します」<sup>49)</sup>。

46) ヨーゼフ2世がおこなった出版政策における重商主義的側面に関しては、拙稿「18世紀末ウイーンの出版文化——ゲオルク・フィリップ・ヴェーハーの出版活動を例にして——」『史境』第57号（2008）37–56頁、拙稿「18世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制——ウイーン書籍商ヴェーハーの廃業処理を例にして——」『史境』第66号（2013）43–61頁を参考のこと。

47) AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten 216, (Niederleger, Wechsler, Krämer und Hausierer nach Namen, Anfangsbuchstaben Wi-Wu (66/Wi-Wu)) fol. 968v.

48) Ebenda.

49) AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten 354 (Buchdrucker, Buch- und Bilderhändler, Buchbinder und Schriftgießer nach Namen, Anfangsbuchstaben J-Z (110/2)(1769–1800)), fol. 1144r.

このときの申請も棄却されてしまうため、実際の状況が動いたわけではないが、ゾンネンフェルスの見解からはプロテスタント書籍を扱う商人であるということがヴーヘラーに特別な地位を与えていたことが読み取れる。そして、ボヘミア＝オーストリア合同政府最高長官レオポルト・フォン・コロヴラート(Leopold Graf von Kolowrat-Krakowsky)は1785年1月22日にさらにヴーヘラーから提出された請願に際して「[これまで申請は棄却されてきた]けれども、同人〔ヴーヘラー〕は一方で非カトリック教徒の礼拝のために欠かせない種類の書籍を販売しており、他方で様々なそのような書籍を自分で出版しており、それゆえ、彼の商売が国家にとって役に立たないわけではなく、他の書店にとってそれほど有害でもないので、」書籍業資格をヴーヘラーに与えるように進言し、皇帝ヨーゼフ2世はこれを認めている<sup>50)</sup>。

ここで確認してきたように、ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーが書籍業を開業する上で、プロテスタントのための書籍との関わりは重要な役割を果たしていた。その意味で彼の宗教的ネットワークは彼の書籍業構築のための土台となっていたといえる。

#### 4. オーバーエスタライヒにおける讃美歌集導入問題と ヴーヘラーの讃美歌集

##### (1) ヴーヘラーの讃美歌集の導入

ヴーヘラーがプロテスタント共同体と深く関わった印刷物は、前章でも触れたプロテスタントのための讃美歌集である。本章では、ヴーヘラーが企画した讃美歌集について事実関係を整理し、ヴーヘラーのもつネットワークが讃美歌集導入問題に対してどのような影響力を及ぼしたのかを明らかにしていきたい。

---

50) AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten 354 (Buchdrucker, Buch- und Bilderhändler, Buchbinder und Schriftgießer nach Namen, Anfangsbuchstaben J-Z (110/2)(1769–1800)), fol. 1149r.

1781年の寛容令をきっかけにしてプロテスタントの間では礼拝で使用する讃美歌集の需要が生じていた。皇帝は1782年6月22日付けの布告で「改革派および福音派の讃美歌集や教会歌はこれまでと同じように今後も維持し、国内で必要とされるものが調達される状態になるまでの期間、外国のルター派及び改革派教会・讃美歌集の輸入の禁止措置は、取られない。これにしたがって、ルター派及び改革派の聖書、讃美歌集、祈祷書を公的に秩序だって導入することは、プロテスタントを特定の版の本に縛り付けることなく、今後も当然許可され続ける」と各共同体に讃美歌集の選択を任せた<sup>51)</sup>。ゲオルク・ミヒヤエル・アイゼンバッハによると、こうした需要にいち早く反応したのは、マリア・テレジア時代からの特権出版者であったトラットナー (Johann Thomas Edler von Trattner) であった。続いてクルツベック (Joseph Ritter von Kurzböck) も讃美歌集を出版した。そして、第三の出版者としてザーヘラーは登場し、讃美歌集販売においては圧倒的な勝利を収めた<sup>52)</sup>。「クルツベックの讃美歌集は排除され、ザーヘラーのものがまずウイーン自体で、その後ケルンテンで、またオーバーエスタライヒのかなりの共同体などで受け入れられ、導入された」<sup>53)</sup>。こうした競争に勝利した背景にはいくつか理由があるだろう。第一に挙げられるのは、ザーヘラーがオーストリア世襲領の各プロテスタント共

- 
- 51) [Joseph Kropatschek (Hrsg.),] *Handbuch aller unter der Regierung des Kaisers Joseph des II. für die K. K. Erbländer ergangenen Verordnungen und Gesetze in einer Systematischen Verbindung*, 1. Bd. (Wien 1785). S. 539.
- 52) Georg Michael Eisenbach, *Die von Kaiser Joseph II. in seinen Staaten zwar gegründete aber von der Römischen Hierarchie untergrabene Toleranz*. (Frankfurt/Leipzig 1789), S. 82–84.  
トラットナーが出版した讃美歌集は『祈祷実践の手引き付き新キリスト教讃美歌集』(Neues christliches Gesangbuch nebst einer Anleitung zur Gebetsübung) というもので、レスとミラーが編纂したゲッティンゲン版讃美歌集第2版を翻刻したものであった。また、クルツベックが出版した讃美歌集は『世襲領の福音派ドイツ人共同体のための新讃美歌集』(Neues Gesangbuch für die evangelisch-deutschen Gemeinden in den k. k. Erbländern) というもので、これはフレーリヒによってベルリン版、ブレーメン版、ホルシュタイン版の讃美歌集からまとめられ、テッセンの教会委員会によって許可されたものの翻刻版であった。Gustav Frank, *Die Toleranz-Patent Kaiser Joseph II. Urkundliche Geschichte seiner Entstehung und seiner Folgen*. Wien 1882. S. 115–116.
- 53) Eisenbach, *Toleranz*, S. 84.

同体に25部ほど讃美歌集を無償配布したことである<sup>54)</sup>。さらにヴーヘラーは自分の讃美歌集をオーストリア世襲領で広げる際にルター派のネットワークを利用しようとしている。彼はドイツ語圏の各プロテスタント共同体に寄付金を呼びかけたのであった<sup>55)</sup>。

- 
- 54) この無償配布については『ウイーン新聞』にヴーヘラーの名前で3回ほど告知されている。*Wiener Zeitung*, vom 26. Februar 1785, S. 459, von 5. März 1785, S. 517–518, vom 12. März 1785, S. 459–460.
- 55) 「[前略] 陛下の承認で署名者はホルシュタイン版讃美歌集を、60 ポーゲンからなるにもかかわらず、無料で出版しました。それはすでにすべての共同体で、わずかなところを除き、導入されました。そういうわけで、それには（その本を印刷ではないか、筆記用紙ではないかに応じて）48 クロイツァーか 1 グルデン以上の値段をつけませんでした。

しかし、これらの共同体は自分たちの礼拝所を、何の援助もなしに、自分たちの手で建築させる必要があり、また説教師への年俸も不十分な収入で賄わなければならぬので、この善良な人々には讃美歌集のわずかな代金をさらに工面できるほど十分に残っていなかったのです。このことから出版者は、この讃美歌集を導入したすべての共同体に25部ほど極めて貧しい人々用に完全に無償でプレゼントし、同封された通知書でそのことを知らせたいと思いました。この援助も、幾人かの人の力にはかなりなったものの、前述の理由から不十分なものに思えます。熱心な気持ちで礼拝に好感を持っているけれども貧乏な人々がかなりいますが、かれらは、もしされも清らかな配慮をしなければ、この必要不可欠な本がないことに耐えなければなりません。

一方では、各共同体に追加でゆだねられた25部が貧しい共同体の構成員すべてに讃美歌集を行き渡らせるのには十分ではないことを確信いたしますが、他方では、こういう人々の貧困を大部分個人的な現状によって知っているので、署名者は外部の高位の支援者のご厚意に切なる願いをもってすがり、この新しいオーストリアの共同体に高貴な慈善行為の作品を寄付し、同じ共同体に喜捨を注ぎ込ませようという気になりました。それによって彼らはこの必要な書物を手に入れることができるでしょう。

そのような共同体の中に感謝が不滅であるのと同じように、署名者もおこなわれた慈悲深い支援を『ウイーン新聞』で正確に証明するだけではなく、同じように使い道についても会計報告を公にすることを申し出したいと思います。

しかし、貧者が讃美歌集を購入するのに必要とする金額よりも多く慈悲深い喜捨があつまるのでしたら、剩余金をケルンテンの聖ルブレヒト教会の共同体に援助することに決めれば、寛大な支援者の慈悲深い意図からはずれないと思います。この共同体は残りすべての共同体の中で最も小さく、自弁できる額も極めて貧弱であります。彼らは計画している教会建築の用地も必要な建材ももっておりませんし、牧師の年給さえもやっとの事で工面できるかわからないのですから。この支援によって、彼らはいっそう早く陛下の寛容を望み通りに自分のためにも行使することができるでしょう。彼らはこれまで、公的な祈祷所がなかったために、極めて厳しい天



ここで注目すべき点は、ヴーヘラーの讃美歌集を導入したウィーンとは異なる選択肢を模索した共同体の存在である。オーバーエスタライヒの農村部のプロテスタント共同体はヴーヘラーの編纂した「新時代の」讃美歌集を導入することを拒み続けた。そこでオーバーエスタライヒのプロテスタント共同体における讃美歌集導入の経緯を確認したい。

## (2) オーバーエスタライヒにおける抵抗

寛容令以後、オーバーエスタライヒでは9つの寛容共同体 (Toleranzgemeinde<sup>56)</sup>) が設立された。この9つの共同体は地理的にシャルテンとゴイゼルンと

---

候でも集会を納屋で開かねばならなかったのですから。[後略]

ウィーン、1785年4月4日、

君たちの忠実なる僕、ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラー」 Stadtarchiv Nürnberg, E8, Nr. 2569.

- 56) 寛容令に基づいて新たに設立されたプロテスタントの共同体のこと。

いう二つの中心に分けられる。シャルテンからはヴァーレン、エフェルディング、ヴェルス、テニング、ノイケマーテンの5共同体が設立され、ゴイゼルンからはゴーザウが生まれた。また、マリア・テレジア期の激しい弾圧を耐え抜いた人々がルツェンモースに共同体を設立した。1786年の福音派共同体リストによると、この9共同体をすべて併せると、約11,000名のプロテスタントがおり、シャルテンには約2,300名のプロテスタントが住んでいた<sup>57)</sup>。

1782年6月9日にオーバーエストライヒのシャルテンで近隣のプロテスタント4,000人が集まっておこなわれた初めての礼拝について、福音派のリンク人クリスティアン・ハルトラートが「各自がレーゲンスブルク版の讃美歌集を用意した。その中から様々な板に書き出された歌を歌った」という報告を残している。ヤーコブ・エルнст・コッホによると、この報告は福音派が最初の福音派説教師の到着前にすでに讃美歌を歌うことができたことを示す証拠となる<sup>58)</sup>。このことから、オーバーエストライヒでは、寛容令発布の前からプロテスタント信仰の私的礼拝がずっとなされてきた、つまり、隠れプロテスタントが古い外国の讃美歌集を使用してきたことが推測される。オーバーエストライヒにとって最も近いプロテスタント帝国都市であったレーゲンスブルクおよびオルテンブルクは、すでに長らく隠れプロテスタントへの宗教書供給地となっていた<sup>59)</sup>。オーバーエストライヒの隠れプロテスタントは、オルテンブルクにしばしば礼拝や聖餐式、婚礼のために遠征した<sup>60)</sup>。また、1783年にレーゲンスブルクで新しい讃美歌集が導入され、古い版が破格の値段でオーバーエストライヒの共同体に売り渡されたため、オーバーエストライヒでは古いレーゲンスブルク版讃美歌集が広く普及した<sup>61)</sup>。

57) Andreas Hochmeir, Geheimprotestantismus im Land ob der Enns. In: Rudolf Leeb et al., *Geheimprotestantismus*, S. 155–183, hier S. 167–168.

58) Jakob Ernst Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage in Oberösterreich seit den Tagen der Toleranz, in: *JbGPrÖ*, 74. (1958). S. 3–28, S. 4.

59) *Ibid.*

60) Andreas Hochmeir, Geheimprotestantismus, S. 174

61) Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 5.

こうした状況下に、ヨハン・クリスティアン・ティーリッシュ<sup>62)</sup>がヨーゼフ2世によってオーバーエスタライヒの教区監督官に任命された。彼は1783年6月26日に領邦政府にレーゲンスブルク版やオルテンブルク版の讃美歌集の代わりに、ウィーンの印刷業者クルツベックが出版した故郷の友人フレーリッヒの讃美歌集の導入を提案した<sup>63)</sup>。ティーリッシュは外国版讃美歌集を禁止すべき論拠として、カトリックにとって「差し障り」のある箇所が存在すること、収録されている古い歌の「愚かさ」、外国へ資金が流出してしまうこと、良質な讃美歌集がすでに国内に存在することを挙げた<sup>64)</sup>。この提案は受け入れられ、同年7月24日にレーゲンスブルク版とオルテンブルク版が、同年12月4日にはザクセン=ゾラウ版讃美歌集が輸入禁止となった。こうしてクルツベック版讃美歌集の導入が進められたが、この讃美歌集は誤字脱字が多く、そのため導入に積極的な共同体は存在しなかった<sup>65)</sup>。1784年1月8日にティーリッシュは多大な努力にもかかわらずシャルテンおよびその周辺ではなにも変わらず、唯一ルツェンモースのみで新しい讃美歌集が導入されたと報告している。政府は期限を設けていたが、共同体ごとに異なる讃美歌集を導入することは混乱回避のために許さなかった。そのために、ティーリッシュは難しい立場に置かれていた。クルツベックは数ヶ月後に自分の出版した讃美歌集を自主的に回収した。山岳地帯（Oberlande）ではゲオルク・フィリップ・ヴァーヘラーが出版した「合理主義的な讃美歌集」が急速に普及し、ルツェンモースでもヴァーヘラー版がクルツベック版を駆逐した。しかし、山間部（Unterlande）の農村共

62) Thielisch, Johann Christian (1749–1827) : ティーリッシュはシュレジエンのテッشنでテッشن福音派ギムナジウムの教師の息子として生まれた。父の働く学校に通った後に、1765年にプレスブルクのリセに入学し、1769年からはライブツィヒで学業を続けた。彼はテッشنのギムナジウムで宗教教師として働き、そこでオーバーエスタライヒの使者によって聖職への転向を勧められ、テッشنのイエズス教会で牧師職に任命され、オーバーエスタライヒのシャルテンの牧師として生涯を過ごした。Österreichische Biographisches Lexikon 1815–1950, Bd. 14 (Lfg. 65, 2014), S. 297

63) Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 6.

64) *Ibid.*, S. 7.

65) *Ibid.*

同体では依然として新しい讃美歌集に対する抵抗は継続していた。

1784年5月にシャルテンのルター派共同体の長老は近隣の共同体、すなわち、ヴェルス、ヴァレルン、エフェルディング、テニングに、クルツベック版とヴーヘラー版のどちらを採用するのか、またもし教区監督官ティーリッシュが独自のオーストリア版讃美歌集を作成し、リンツで出版した場合それを認めるのかといったことを照会している。その結果5月24日に5共同体の長老が共同請願をティーリッシュに対しておこなった。その中で5共同体は、ヴーヘラー版は高額で量が多く未知の歌を含んでおり、文字を読めない人々はただ黙って立っていることしかできず、この讃美歌集を導入すると共同体は混乱し、破壊されてしまうと拒否の姿勢を示し、祈祷書を兼ねる独自の讃美歌集を作成し、そこに400の変更されない歌を収録するように請願した<sup>66)</sup>。しかし、この請願は提出した5共同体の足並みがそろわなかつたこともあり、かなうことはなかつた。ティーリッシュは1784年9月4日に政府に以下のような新しい提案をおこなつた。1. レーゲンスブルク版讃美歌集から変更無しに掲載することができるのは、30から40の歌しかないこと、2. 讳美歌集の選択は無知な農民である共同体長老の職権ではなく、教区監督官および説教師の管轄であること、3. 共共同体の書面および口頭での共同抗議を禁止すべきであること、4. 新しい讃美歌集導入に期限を設けなければ、5. 今後10年はレーゲンスブルク版およびオルテンブルク版から讃美歌が歌われることになること、6. 皇帝の命令に対する違反に罰則を設けること<sup>67)</sup>。たびたび古い讃美歌集を人々に供給しているレーゲンスブルクの書籍商たちの狼藉を防ぐことも同時に要請した。こうしたティーリッシュの要請に対して、ランバッハ郡庁（Kreisamt）は、1784年10月29日に外国版讃美歌集の廃絶および「真の」讃美歌集の導入に最善を尽くすように命じただけであった<sup>68)</sup>。

1786年2月15日、ティーリッシュは教会役員会のメンバーであるフォック

66) *Ibid.*, S. 8.

67) *Ibid.*, S. 8-9.

68) *Ibid.*, S. 9.

とクノプフの署名の入った書状を受け取った。古い歌も新しい歌も同数収録した領邦共同体の需要にあった讃美歌集を作成することに決定したと書いてあった。そこで1786年4月12日に5共同体の説教師に宛てて新しい讃美歌集の作成についての意見を募った<sup>69)</sup>。エフェルディングの説教師アイゼンバッハは、この決定前にすでにティーリッシュから新しい讃美歌集のための準備を任せられていた。そのため、彼はシャルテンの「最長老」ヘーエンベルガー<sup>70)</sup>と協力関係を築き、同郷人でもあったゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーに印刷を依頼して、新しい讃美歌集の前半部分にあたる230の歌を送っていた。1785年の夏に試し刷りがおこなわれ、好意的に受け入れられたが、何らかの理由でヴーヘラーとの共同作業は立ち消えとなった<sup>71)</sup>。その後、教区監督官ティーリッシュは1786年4月12日にオーバースタライヒの共同体に回状をまわし、教会役員会が提案しているヴーヘラーの讃美歌集を受け入れることを宣言した。アイゼンバッハはこの件でティーリッシュを批判したが、決定は覆らず、アイゼンバッハは『福音派共同体のための信仰の新約聖書の概念に基づいた古き福音派の讃美歌集』(Alt-Evangelisches Liederbuch nach dem neutestamentlichen Begriff des Glaubens für evangelische Gemeinden)を独自に出版しようと試みた。しかし、この讃美歌集は、ティーリッシュから見ると、啓蒙の時代にふさわしい歌が加わった一方で、古い歌も残っており、受け入れられないものだった。アイゼンバッハはウィーンの印刷業者のクルツベックに自分の讃美歌集を持ち込み、200ドゥカーテンの支払いおよび2,000部単位での印刷という条件で契約を結んだが、教会役員会がアイゼンバッハの讃美歌集を禁止した

69) *Ibid.*

70) 『オーストリア諸邦に神の特別な恩寵によって新しく昇る福音の光に関する情報集成』によると、パウル・ヘーベンベルガーは、ロイトハム(Roitham)の農夫であり、シャルテンの長老を勤めた。彼の尽力によって礼拝所ができるまで、祝祭日には彼の納屋で礼拝がおこなわれ、レーゲンスブルク版讃美歌集から歌を歌い、ハインリヒ・ミュラーの祈祷書を使って説教の朗読がおこなわれていたようだ。*Sammlung einiger Nachrichten im Betreff des in denen Oesterreichischen Staaten durch göttliche sonderbare Gnade neuaufliegenden Lichts des Evangeliums. 2te Fortsetzung.* (Frankfurt am Main 1784), S. 56–57.

71) Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 9–10.

ため、出版はかなわなかった<sup>72)</sup>。

以上のように、オーバーエスラハイヒの農村共同体においては新しい讃美歌集の導入に強い抵抗感を示していた。オーバーエスラハイヒを訪問したニュルンベルク協会のヨハン・トビアス・キースリンクは1788年10月19日付で次のような報告を残している。

「前者〔オーストリアのプロテスタント〕は皇帝不在〔ヨーゼフ2世はオスマン帝国へ遠征中〕のため様々な圧迫感の中にあります。彼らはいまかなりの額の新しい賦課金を支払わなければならず、また彼らに与えられた自由がかなり制限されるという苦しみにさいなまれているだけでなく、各共同体は、彼らがもっていた様々な外国の讃美歌集のような、独自の讃美歌集を使用することを許可されていたにもかかわらず、説教師や学校教師を罷免で脅され、新しいウィーン版讃美歌集を公的な礼拝に導入するように迫られています。この原因は共同体内の大きな混乱と欲望にありました。というのは、貧しい人々にとって新しい讃美歌集は、1グルデン12クロイツァーから18クロイツァーと高すぎであり、さらに田舎の人々にとってほとんどすべて不必要であるからです。そのわけは確かに2、3のルターの歌を改変せずに収録しておりますが、古い歌を完全に改変したものや有名な詩人の全く新しい歌もいっそう多く収録しているからです」<sup>73)</sup>。

キースリンクの報告からは、1788年になってもヴェーヘラーの讃美歌集への

72) *Ibid.*, S. 11–13. アイゼンバッハはこうした過程で政府や教会組織を批判し、ウィーンの教会役員会に対してシャルテンやエフェルディングの農場から「私たちはほかの讃美歌集は受け入れない。アイゼンバッハは私たちの仲間だ。いざというとき、私たちは帝国外の讃美歌集をもってこさせるつもりだ。教会役員会が同意しなければ、皇帝へ直訴する！」といった脅しともとれる書簡を出させた。その結果1788年8月14日に君主国追放処分にあっている。

73) Ernst Staehelin (Ausgewählt und kommentiert), *Die Christentumsgesellschaft in der Zeit der Aufklärung und der beginnenden Erweckung. Text aus Briefen, Protokollen und Publikationen*, (Basel 1970), S. 334–335

抵抗感は価格の高さと収録された歌の内容にあることがわかる。

### (3) オーバーエスタライヒにおけるヴェーラーの戦略

ここでオーバーエスタライヒにおけるヴェーラーの動向をみてみたい。クリツベックの讃美歌集との競争に勝ったことによって、ウィーンをはじめとしてオーストリアにおいて基本的にヴェーラー版の讃美歌集が導入されていた。つまり、新しい讃美歌集導入に抵抗していたオーバーエスタライヒの農村共同体はかなり例外的な地域であったといえる。ヴェーラーはこの地域においても自分の讃美歌集を導入しようと熱心に働きかけをおこなっている。ここでヴェーラーが利用したのは、みずからがこれまでに形成してきたネットワークであった。オーバーエスタライヒで領邦顧問 (Landrat) として宗教部門に携わっていたヨーゼフ・ヴァレンティン・アイベル<sup>74)</sup> に協力を要請したのである。その経緯をアイゼンバッハの著作で確認してみよう。アイベルは1784年に啓蒙的な説教集『キリスト教カトリック教徒に役立つ家庭用説教書』<sup>75)</sup> を執筆し、自費出版したが、これは福音派にとってはあまりに礼儀作法を欠いており、カトリックにとっては内容的に差し障りのあるものであり、価格も高すぎたために、売れずにたくさん在庫が残っていた。1787年夏にアイベルはウィーンの

74) Eybel, Josef Valentin Sebastian (1741–1805) : 商人の息子としてウィーンで生まれる。親からはもともと聖職を望まれ、ウィーンのイエズス会学校で学んだが、途中で意志を変え、1765年にグラーツで政府事務官補として官職に就いた。後に彼はウィーン大学で教会法を聴講し、パウル・ヨーゼフ・リーガーの知己を得て、彼の退職を機に1773年から79年までウィーン大学の教会法教授の職に就いた。しかし、ヨーゼフ主義的な啓蒙主義に感化されて執筆した著作が問題となり、大学を追われ、1779年リンツへ移住した。リンツでは、領邦顧問として宗教問題および寛容問題について講義をおこない、修道院廃止の際に非常に攻撃的な役割を担った。1782年には『教皇とは何か』というパンフレットを匿名で出して、物議を醸した。しかしこうした過激な出版活動によって1784年に教皇からの破門状を身に招き、オーストリア領ネーデルラント自体に困難な政治的結果をもたらした。1787年に総督府顧問としてインスブルックへいったが、1797年に再びリンツへ戻り、民衆啓蒙の著作を編集した。Gustav Gugitz, Eybel, Josef Valentin Sebastian. In: *Neue Deutsche Biographie*, 4 (1959), S. 707f.

75) Joseph Valentin Eybel, *Christkatholische nützliche Haus=Postill*. Bd. 1–4 (1784), Bd. 5 (1787).

ヴーヘラーを訪問し、ヴーヘラーにオーバーエスタライヒの福音派共同体すべてに彼の讃美歌集を確實に受け入れさせることを約束する代わりに、売れずに残っていた著作の在庫をヴーヘラーに託し、ヴーヘラーは現金で説教集の代金を支払った。その2, 3週間後にオーバーエスタライヒ共同体全体にランバッハ郡庁から厳しい政府命令の通達がなされた<sup>76)</sup>。ここでアイゼンバッハが『皇帝ヨーゼフ2世によってかの国々に確かに確立されたが、ローマの階層構造によって掘り崩されている寛容』(1789)に掲載している史料に基づいてこの政府命令の内容を検討してみよう。まず、ウィーンのルター派教会役員会が宮廷に、シャルテン、テニング、ヴァレルン、ケマーテン、エフェルディング、ヴェルスの共同体が1783年の布告で禁止されたにもかかわらず、外国版の讃美歌集で公的な礼拝をおこなっていることを報告したことが確認される<sup>77)</sup>。この教会役員会の抗議を受けて、宮廷は1787年6月21日付けで、領邦官庁に、言及された共同体およびその牧師たちにたいして外国版讃美歌集の使用を禁ずるとともに国内版讃美歌集の使用を義務づけ、違反した場合は厳しく罰するようにとの命令を下した<sup>78)</sup>。こうした文脈から領邦政府から郡庁に3点の命令が下った。

- 1) 当該郡に存在する共同体の長老や名望家を召集し、皇帝の命令を伝え、彼らが模範となることで外国版讃美歌集の使用を中止させ、国内版讃美歌集の使用を促すこと。従わない場合は、規定の刑罰を実行するだけでなく、上位の教会役員会に対してわがままを通しているのと同じように皇帝の恩にも仇で返していると宮廷に報告する<sup>79)</sup>。
- 2) 同じ表現を用いて勅令をすべての郡で発布し、それを共同体の長老にもたせてやり、こうした共同体にこの命令における君主、政府、ルター派教会役員会のすばらしい考え方と違反した場合に待ち受ける最悪の結果につい

---

76) Eisenbach, *Toleranz*, S. 97. Cf. Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 18.

77) Eisenbach, *Toleranz*, S. 354–355. Cf. Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 18.

78) *Ibid.*, S. 355.

79) *Ibid.*, S. 356.

て真剣に想像させる<sup>80)</sup>。

3) 複製した同勅令を郡にいる教区監督官に与え、またそれを印刷して牧師たちにも配り、教区監督官および牧師たちが説教段の上からきちんとたたき込むことで、一般民衆の間にも陛下の命令を効果的に遂行することが命じられた<sup>81)</sup>。

また、こうした命令に従わなかったり、沈黙を守ったりしている牧師にも罰則が設けられた。この命令を2週間以内に遂行し、牧師は教区監督官に、教区監督官は郡庁に正確で包括的な報告を作成し、郡庁によって所見付きの全体報告が領邦官庁に提出されることが決められた<sup>82)</sup>。

ヴーヘラーがアイベルに持ちかけた契約の影響力は、おそらく教会役員会の抗議という形で結実し、それが実質的にヴーヘラー版讃美歌集の導入を義務づける形の命令として現れたと考えられる。この政府命令にしたがって、8月5日にすべての牧師たちに合同集会の場で宮廷勅令の指示が伝えられた。しかし、素直に指示に従い、ヴーヘラーの讃美歌集を導入したのは、ケマーテンのみであった。こうした状況に焦りを感じた教区監督官ティーリッシュは、8月18日にシュタイアーとランバッハの郡庁に導入を渋っている共同体に新しい讃美歌集の使用を促すように、再度念押しをする提案をおこなった。それにもかかわらず、依然としてオーバーエスタライヒの農村共同体は抵抗を示し、最終的に導入の期限とされた皇帝の洗礼名の日（1788年3月19日）までに導入がおこなわれることはなかった。1790年に入ってシャルテン、エフェルディング、ヴェルス、テニングの共同体は古い歌も付録として採録したヴーヘラーの小型版讃美歌集を採用し、1791年にヴァレレンの共同体が独自の讃美歌集を使用することを決定した<sup>83)</sup>。抵抗をしていた共同体の新しい讃美歌集導入のきっかけとなったのは、ヴーヘラーがケルンテンとオーバーエスタライヒ

80) *Ibid.*

81) *Ibid.*, S. 357.

82) *Ibid.*, S. 357–358. Cf. Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 18–19.

83) このあたりの詳しい経緯については Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 21–25. を参照のこと。

の農村共同体を獲得しようと、古くから領邦民に愛されてきた歌を収録した新しい版を作ったからである<sup>84)</sup>。

しかし、1790年6月7日に教区監督官ティーリッシュはヴーヘラー版讃美歌集を新たに導入した共同体のひどい状況について教会役員会に書簡を送っている。それによると、ヴーヘラー版讃美歌集は文字が細すぎるために使用できず、誰でも知っている歌しか歌えず、結局レーゲンスブルク版讃美歌集から歌っている状況にあった。ティーリッシュは太い印刷版の讃美歌集導入を促している<sup>85)</sup>。そこで教会役員会は共同体が自費で印刷する場合、異議を唱えない方針をとった。こうした経緯から1791年には太い活字を使った『シュタイアーマルク、ケルンテン、オーバーエスタライヒのアウクスブルクの信仰告白同胞の共同体が使用するためのキリスト教讃美歌集』がヨハン・ヴァイマール (Johann Weimar) のところで出版されている<sup>86)</sup>。ヨハン・ヴァイマールが数々のヴーヘラーの出版物を印刷してきた印刷業者である点、そしてレオポルト・アロイス・ホフマンが皇帝レオポルトに宛てた1791年10月3日付け報告書の中で「ヴーヘラーは現在オーバーエスタライヒを巡回し、そこで自分の新しく印刷したプロテスタンント共同体のための讃美歌集を売り込んでいます」<sup>87)</sup>と述べている点から、この讃美歌集にもヴーヘラーが深く関与していたとみていいだろう。1789年にヴーヘラーは国外追放処分になったのであるが、ウィーンの店舗を廃業するに当たり、ウィーンに一時滞在することが許可されていた<sup>88)</sup>。それをを利用して讃美歌集の販売を進めていたと考えられる。こうした行動が可能であったという事実は宗派との関係も考慮すべき点であろう。

オーバーエスタライヒの農村共同体における讃美歌集導入問題は、農村部の

84) *Ibid.*, S. 14.

85) *Ibid.*, S. 24–25.

86) *Ibid.*, S. 25. *Christliches Gesangbuch zum Gebrauch der Kirchen-Gemeinen der Augsburg-Confessionenverwandten in Steiermark, Kärnthen und Oberösterreich.* (Wien 1791).

87) HHSt VA alt 58, Schriften von Professor Hoffman, fol. 290v.

88) この当たりの経緯は、拙稿「18世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制」『史境』第66号を参考のこと。

隠れプロテスタントとウィーンや都市部のプロテスタントとの意識の違いを浮き彫りにしている。啓蒙の時代に合った新しい讃美歌集は彼らの価値観にはあわず、迷信的な要素を含んでいるかも知れないが、古くから歌い継がれている讃美歌を歌うことにはこだわった。オーバーエストライヒの農民共同体に受け入れられる形の讃美歌集を作ろうとしたアイゼンバッハはこのような言葉を残している。

「君たち、これ〔教皇庁が悪魔の支援を受けていること〕についてはベンゲルが説明した黙示録を読みなさい。君たちの中にイエズス会の道徳を導入しようとする努力がなされている。そうした道徳を手本にして、君たちが論争中のかなりの歌がそのような道徳によって切りきざまれ、力強い古い歌や中核の歌の多くがゆがめられた。それに対して今ドイツ・ユニオンの新しい流行の出版本が推薦されている。神たるイエスが天から遣わされてわれらが兄弟となったという真の教えをいかにして君たちの教会役員会が私にとって異論の余地のあるいかがわしいものにしていったのか、君たちの記憶から忘れられることはありえない」<sup>89)</sup>。

ここでドイツ・ユニオンという秘密結社の名前が出ているが、これはヴーヘラーがドイツ・ユニオンの幹部であり、そのことが彼の逮捕によって明るみに出たあの発言だからである。アイゼンバッハの認識には幾分ゆがみがあるかも知れないが、この時点でヴーヘラーの「啓蒙的な」新しい讃美歌集がどのように捉えられていたかを示しているようにも思える。アイゼンバッハの本の別の箇所には、ヴーヘラーの讃美歌集を「フリーメイソンの讃美歌集」という言葉で批判し、共同体への導入を拒否する牧師の言葉が引用されている<sup>90)</sup>。また、讃美歌集に収録された823番目の歌「知識人のために」を取り上げて、神ではなく「真実」や「知性」をたたえるような内容に、「コーランはトルコ人に

---

89) Eisenbach, *Toleranz*, Vorrede.

90) *Ibid.*

とって神の真実であり、ユダヤ人にとってはタルムードがそうである。無神論者、自然主義者、理神論者、ソツイニ派、新解釈者、イルミナーテンが信じるものを見たは眞実と信じている」として批判している<sup>91)</sup>。

## 5. ヴーへラーのウィーンルター派共同体からの「追放」

1786年8月25日にジーへラーはウィーンルター派共同体の長老を退任している。その原因となったのは彼の宗教分野以外での出版活動であった。ここでは出版活動が彼の宗教生活に負の影響をもたらした。最後にこの退任の経緯について確認しておきたい。

ジーへラーは書籍業資格を取得後、様々なパンフレットを出版した。そうした中にはヨーゼフ2世に対する批判文書も含まれていた。こうした反政権パンフレットの出版に対して、王党派知識人であるヨハン・ラウテンシュトラオホは、『あとどのくらい？　ジーへラーの紙くず商売に関して当局に宛てた愛国的な質問』の中でジーへラーを痛烈に批判した。そしてこの批判がルター派共同体を揺るがすことになった。ラウテンシュトラオホは冒頭の読者への呼びかけで次のように述べている。

「沈黙が犯罪となるであろう時代がやってきた。愛国者よ、友人よ、同胞市民よ！！！　私に君たちの耳を貸してくれ！」

　　「　　」  
 ウィーンの住民の中にあるよそ者が忍び込んだ。彼はならず者であり、オーストリア国民（Staatsbürger）という名誉に満ちた名に値しないものであり、恥すべき意図を持ってウィーンに定住した。すなわち、泥棒まがいの海賊出版によって同胞たちから君たちの財産を強奪し、勝手放題の有害な書物の出版によって君主から善良な臣民の愛を奪い去り、忌まわしい紙くずの度重なる売り上げによって私腹を肥やし、金儲けをするため

---

91) *Ibid.*, S. 183–188.

に」<sup>92)</sup>。

この記述からザーヘラーが金儲けのために誹謗文書を出版するならず者として告発されていることがわかる。そして本論ではこれまでザーヘラーが出版してきた「誹謗文書」で問題となる部分を具体的に指摘しながら、ザーヘラーを不穏な扇動をしている國賊として描いていった。ラウテンシュトラオホの言説は、後世の歴史家の評価さえ左右するほど、ザーヘラーのイメージを決定的に悪化させた。そしてラウテンシュトラオホはこうしたザーヘラーの出版活動がプロテスタントのイメージを害していることをはっきりと指摘した。

「たとえこれらすべてが実体のない恐れであったとしても、少なくともこの男は啓蒙と学問にとって神聖な書籍業という仕事を辱め、少なくとも文芸の趣味を害し、そして悪徳の書を用いてみんなに文芸への嫌惡を催させ、作家という名譽に満ちた身分を人間のくずと名付けるにふさわしい非法のツンフトへおとしめ、これまで常に最も誠実な人間として知られてきたプロテスタントについて非常に都合の悪い觀念を多くの人々に抱かせている。彼はプロテスタントの品位を落とすメンバーなのだ。そしてそのウィーンの共同体で（一体どうやってかわからないが）教父の地位に就いていた。私自身最近あるウィーンの名声のあるプロテスタントがこう言っているのを聞いた。『もし教父ザーヘラーが礼拝堂に住んでいたら、プロテスタントの汚点を浄化するために、そこに火を放とうとするだろうよ』」<sup>93)</sup>。

こうしたラウテンシュトラオホの批判的な言説は、ウィーンのルター派共同体を動搖させた。そして、1786年8月25日、ルター派共同体の長老ヴィーラ

92) Johann Rautenstrauch, *Wie lange noch? Eine Patriotenfrage an die Behörde über Wucherers Skarteken Großhandel*. (Wien 1786), S. 3–4.

93) Rautenstrauch, *Wie lange noch?*, S. 51–52.

ントは事態を沈静化させるためにヴーヘラーに対して長老職を自発的に辞めるように忠告している。

「私はすでに以前からあなたがあらゆる種類の当地の共同体のメンバーの中にあまり多くの友人をもっていないことに気づいていました。しかし、昨日あなたに向けて出版された誹謗文書は完全にひどすぎるものでした。外交団や帝国宫廷顧問官、名士会、商人身分や市民の間で、またカトリックの間でさえもあなたがもはや長老あるいは教父でいることはあり得ないと怒号を挙げ始めているだけでなく、すでに共同体でまわされた回状について話しております。求められた意見にしたがって長老たちはあなたを長老会議から追放することが必要だと考えています。

共同体が誰を自分たちの長老にもちたいと望むのかについては確かに共同体が自由に（思い通りの理由を持てる）決めることでしょうが、それとは別に、現在の状況は私たちにとって厳しいものですし、あなたにとって少なくない不名誉になるでしょう。どうやってこれを切り抜け、それを避けるのでしょうか。あなたが私の身勝手な忠告に従いたいと思うなら、起こりつつある危険を防ぐためにはあなたがすぐに可能な限り今日か明日に自発的に書面で私たちのそばにいることを断念し、長老職を辞めることよりもいい方法を知りません。こうすれば、少なくともこれ以上うわさが広がることは防げますし、共同体の名誉が少なくともこのわずかですが完全に無意味ともいえない陣営から救いだされるでしょう。『ヴーヘラーは共同体によっても教会长老会議から追放された』（共同体がそれに固執するならそうならざるをえないでしょう）と聞いたり、そしておそらく公の冊子で読んだりすることがあなたに不快でないのかどうか、自分でよく考えてみてください」<sup>94)</sup>。

---

94) Archiv der Evangelischen Pfarrgemeinde A. B. Wien-Innere Stadt, Heft 86, Nr. 848. ヴィーラントの書状からはウィーンにおいて寛容令によって市民権が与えられたプロテスタントたちの置かれている立場も垣間見ることができる。

この忠告を受けてヴァーヘラーは即座に長老職を退いた<sup>95)</sup>。ただし、これまで見てきた讃美歌集の事例を見るかぎり、これ以後もヴァーヘラーは宗教書出版を継続しており、これでもってヴァーヘラーとルター派共同体が疎遠になったとは断定することはできない。

## 6. おわりに

以上、本稿ではヴァーヘラーの宗派ネットワークと出版物、特に讃美歌集との関わりについて分析し、考察してきた。宗派ネットワークが彼の出版事業を支えており、彼の宗教書が宗派ネットワークの力を借りて広がっていったということは、本稿の分析からある程度明らかになったと思われる。またこうして広がった宗教書の内容分析にはあまり深く立ち入ることができなかったが、本稿で扱った讃美歌集が啓蒙的な要素を含むものであり、それがゆえに旧来の信仰を保持したいコミュニティには受け入れがたかったことは明らかになった。また、誹謗文書がヴァーヘラーの宗派コミュニティにおける地位を現実的に破壊する力を発揮したことも確認した。

それでは、本稿で明らかになった事実から何が言えるだろうか。ヴァーヘラーはウィーンのルター派共同体の中核メンバーのひとりであり、オーストリア諸領邦全体のプロテスタントに対して宗教書を供給できる立場にあった。讃美歌集事業は、政府の後援を受けていることからもおそらくはヴァーヘラーの書籍商としての立場を強める作用を及ぼした。また、オーバーエスタライヒのいくつかの共同体が拒否したことからもわかるように、ヴァーヘラーが編集した讃美歌集には、迷信を含むとされた伝統的な歌は取り除かれ、ラファーターの寛容歌を初めとした伝統的な共同体にはそぐわない啓蒙色の強い歌が多数含まれていた。このことからも讃美歌集事業が単なる投機の手段ではなく、ある種の民衆啓蒙の実験であり、ヴァーヘラーが宗教書においても啓蒙を流通させようとして

---

95) Archiv der Evangelischen Pfarrgemeinde A. B. Wien-Innere Stadt, Heft 86, Nr. 849.

いたことがわかる。そう考えると、ヴーヘラーが宗派ネットワークの中核に位置し、また後にドイツ・ユニオンという過激な啓蒙秘密結社のネットワークの中核に位置したことは重要な意味を持つ。様々なネットワークは結合点としての個人（書籍商）の中で相互に交わり、出版物として形をもって表出す。これまで注目されてきた派手な政治文書だけでなく、彼が出版してきたそのほかのジャンルの書物を別の視点から眺めることで新たな発見につながる可能性があるだろう。

\*本研究はJSPS科研費課題番号「24720336」、「24242003」の助成を受けたものです。